

米海兵隊AV-8Bハリアー戦闘攻撃機の墜落事故に関する意見書

去る9月22日午後1時55分ごろ、国頭村辺戸岬の東約150キロメートル付近の海上において、米軍嘉手納基地を離陸した米海兵隊のAV-8Bハリアー戦闘攻撃機が飛行訓練中に墜落する事故が発生した。

復帰後、同型機に限らず米軍機の墜落は幾度となく繰り返されており、事故が起きたたびに抗議行動等を展開し、「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたにもかかわらず、後を絶たない事故に、墜落の恐怖に毎日の生活を脅かされている住民の不安と怒りは増すばかりである。

また、多くの漁船が集う好漁場に近い訓練空域での事故に漁業関係者から不安や憤りの声が上がっていることに加え、近年、普天間基地においても、常駐機のみならず外来機による騒音被害の拡大や度重なる飛来は基地負担軽減に逆行するものと指摘される中、万が一にも住宅地への墜落となれば大惨事を免れない今回の事故は、断じて容認できるものではない。

よって本市議会は、市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から今回の米海兵隊AV-8Bハリアー戦闘攻撃機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
2. 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における同機種の飛行を中止すること。
3. ハリアー戦闘攻撃機を含む外来機の飛来を制限すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長